

日新軍

一三四五六七八九十

JAPAN

18
13



18
13

85

日二新聞

定價二匁

第七輯



新聞

慶應四年閏四月十八日出板



近頃新聞紙の世に流行せり、我邦内公私の事情都鄙其形勢或ハ海外諸國其奇事珍談を朝夕坐らふして之を一掌の上に見聞するとはハヤリぬ、這ハ誠ニ時世開化の一端ふして、自づと人乃耳目を新とみ、其智識を博むるの益もハ、士農工商共ニ、今日支務此進退乗除（乗除）の益あるを甚と多う多へし、其もを新関ハ多く世ふあるを益と國の為と成（成）るハ、吾社中

ことと又遠近の新況雜報を博く求めて其確實
 なるを撰ひ、うゝて前日の新少帛こももたふを
 と拾ひ集めて記録し、日々新聞と題つけ、普く
 世に布告せんといひ、冀く四方の君子彼此を照
 し覽玉は、却て重淵の遺珠をも獲玉小といふ
 べし、且同志の人々若し新少をねえり幸に寄贈
 して此舉を助け玉ふべし、吾社トすと必勉て刊
 行を怠り、以て此題名小背り、まゝを希ふべ
 し

博聞會社執事

日々新聞第一輯

閏四月三日東都來狀抄拔書

一 野州小山宿より、變々戦争有之、以て當表諾
 藩の内人、大坂より、蒸氣船にて、今三日、採出
 あり、近日江戸へ、著船し、事と存し
 一 尾張前大納言様、江戸上京として、内宿割有之
 四月廿七日、守山宿、廿八日、茅津宿、廿九日、京
 右の内日取、去廿七日、守山宿、内途、不俄
 二、内國元より、内途中、江早打到來、付、其供、並
 引返し、とあり、其子細ハ、倉津、熱信州、松本、江

押寄せ同不落城致し松代至る危く續て美濃洛
より尾張洛へ寄来り以越木曾山内境より四月
廿三日名古屋表へ内注進有之以と申す之由
右より京前出張内人教今三日迄に不残内引拂
之由成尚又大坂表元千代様より近く内暇給り
其外駿州遠州より大名様方より暇之と各々内
帰國之由より成

尾州より四月廿七日出関四月六日着江戸
町人より文通此拔昏

一 會津藩人教の由より凡六百程越後へ押

寄七日人数お加り越後勢と戦争之及び此
より信州飯山より領主本多相模守松内人教と一
戦致し飯山城を乘取り先手の勢已に松本領分
迄押寄せ宿寄尾州領江内引暴行此程七難斗之
付今日大番頭より外二番手三番手より信州内領
分江内引内操出之お成り右より前大納言様當
四月廿五日御發途にて中仙道を内登来り越後
守山宿より内引返り之相成り越後より成

○越後高田より江戸梅沢某江内當月十二日
若来状此拔書

一 會津藩尾州へ發向し起りて當高田表きて先觸到若又官軍會津征伐として進軍の先觸同しく到来し右之竹常所大混雜して

一 尾州藩西人教木曾洛きて進軍にお成り勢凡五千人と申事之由座以

○豆州下田より来状の写

一 去四月廿日友軍の衆組は蒸氣軍艦二艘當港内にて碇泊し交朝五時半時過横へ白く二本筋を引き以外國蒸氣船一艘港邊へ乗寄せ以折柄何故か不存右二艘の市軍艦より俄に大炮打

出し外國船より砲發し舟軍と相寄り四時過きて雙方打合し砲考凡六十發余と覺え以處に軍艦一艘上の方江へ帆去り少々時過て残る一艘七回く帆去りお見えぬ所へ但し右の内一艘ハ遠州灘にて沈没し以風浪せむし以

一 志々と相分り不申以爲実事承りし以

追々可申上は右戦争中いづもの船より打ち以

そのり當町内は一丸飛来り市中大に驚きし以

然り怪我人を無り座以

○雜報

板倉松叟ハ三月十三日主従七十人程以て日光
 山江著し南照院ニ蟄居せしが四月八日官軍今
 市駅ニ進み来りけり。從者の中ニハ難を避て
 会津ニ遁去らんとす。むろもの多し。されども
 松叟更ニ関入せり。終ニ出て伏罪り。依之て主従
 八人今市より宇都宮ニ送くらも。城下の寺院ニ
 預けらる。其餘の從者ハ壬生ニ預けられし。此
 途中松叟父子ハ手を曳て歩行し。宇都宮の兵士
 槍を捉て左右を警固す。又多人之を憐みし。皆
 涙を流せし。然るに四月十九日宇都宮落城

の後、右寺院火難を免もたると付脱走兵茲ニ尋
 ね来り守護の番兵を斬り、松叟を奪ひ出して再
 以日光江逃去りしり
 足尾十八ヶ村の内、水沼村といふ處ニ星野七郎
 右衛門といへる豪家あり。先頃上野ニ百姓一揆
 起りし時、農兵を指揮して十八ヶ村を無事よ治
 らしむる人にして、常に慈善の志深く、水旱旱魃の折
 ハ能く村々の貧民を救へり。此頃新田万次郎近
 郷を鎮撫して水沼村よ来り。此家ニ休息志し
 時其家臣黒田新一郎といふもの、七郎右衛門よ

況きす、先、新田侯兵を撃て徳川氏を征伐せむ
乃志あるが故に其身に農兵を率ひて隨ふべし
といへり、されども七郎右衛門ハ之を断ちり、
さへ此十八ヶ村ハ餘人の鎮撫を交けり、旨を
演べたりと云ふ

閏四月上旬尾州犬山成瀬隼人正持城江同國竹
腰の人救押寄と戦争ニ及ひく、成瀬勢敗軍
して遂ニ城を衆取らんとし、とり小其事柄ハい
やと洋あはれ

同月十二日仙臺藩より廻船方持の蒸気船大江

丸を借受け品川より人救を乗せし國元へ出帆
志しり、運賃五百両あり但し石炭の代料ハ別
取ありと云ふ

大惣督府より勝安房守江総房辺の脱走人鎮撫
いしり可き命せらるるに付、人より榎本和
泉守へ中傳へ、依之當月十四日朝、開陽艦ハ品川
沖を出帆せり

○
伏啓 新聞を成丈早く報するを專一として得
たるよし、直ニ之を昏加るあはれ、前後入り違

ひたひた條下少々ありき看官粗漏を咎え玉ふ

才二輯三輯日ありて出板以

會社執事

日々新聞才二輯

慶應四戊辰壬四月廿二日
出板

○辰壬四月十五日出書付写

別紙出書付鎮撫惣督府より被仰達以条以
趣意柄厚く相心得以謹慎之致立与末之
中乙申論以机可申渡以
右之通田安中納言殿より任渡以百向く一不
洩板之扱觸以

壬四月

才二輯

朝廷寛典之

其處置を以徳川家名被立下以万上下一同謹慎
て在在と先達を被為達置以然ル其以後脱
走し者共多し近日所々屯集暴議を企以既全徳
川家名之付疑念を抱以より右之所業をせよ
以以前頭之始末を以主人□□恭順一途之素
意と相戻り自然結局之に所至も以延緩を成
上下一同安堵之場に至り兼可下以百向後愈以
恭順心得遠世に松末と追及も下諭し謹慎之実
行十目同視し上家名ハ勿論相統知行高ハ速子

御定裁マ有之人間所不抱疑念各箇恭順可有在
以様

大総督官 市沙汰之事

東海道鎮撫府

辰岡四月

総督印

○常州下館の報告

四月廿五六日頃より徳川脱走人と唱へ柏原森
黒川小市外拾人當下鉞城へ死越し我ハ惣裁の

命よ内にて城を領り領地を支配すべしとや入
城以てしましり領分中軍用金三千兩可差か
と筋を廻し刺さへ土蔵杯を勝手之押明け重物
の類を取出し甚乱暴の振舞有之に付如何の
と胡亂のりのと喜し取斗を水戸表へお伺い
知多浦を捕吟味いしき昔の沙汰に付並よ
石捕吟味を遂げいへし何若と不相分よ
へ柏原、黒川の兩人ハ首を刎ね外於人ハ當月十
二日友軍へ差出こお成りし

三三二車
三三二

浦賀の番所清社の為光鍋嶋家の人救回所に入
来り當月十二日引渡し相渡り地役人の内より
典力同心と七人ありと苗屋屋餘ハ不残海陸
より江戸へ歸りより右の也海路を歸りり百
三十人皆甲天艦に打乗り浦賀をお帆す其
路よのありたり女子供又ハ市中のりの共にお
世を惜しみ永年居付の役人より齎るゝそのかを
しとて皆海岸に立以て声を何げし泣くゝ何れ
手をあしし拓くゝ何れ其有様以らうと哀れ
るゝ見らるゝ忍びきりり由

寺二筆
〇三

○當至四月十日發して羽州上山番人より
の来状拔書

さし當國庄内へ脱走二千五百人
是ハ先達して海井
あり後走いり
とり執使九条換り陳奥
州白石へ角まかす
寒河江并柴橋へ
内球下より
六十餘
出張り此所先頃既と友軍方へ引渡
はあか以地あまう寸交右人教押来りて再あせ
を死灰しまり至四月四日並ちと天童へ押寄
せ戦争に及ひて脱走の兵數一々城下を焼立り
一々詮方終に落城に及ひて一々強て山形も
固く開城のよし夫より新居へ差向け探り

人同八日長泥とて不入り打入りけり戦争早朝
より始り脱兵勝利の趣又庄内二番手の兵山形
より高玉村陳所より切入りて寺り付風すこ
ろざり又上山のハ家中町方より一同家財も取
片附におありなり右回水ハ加勢とて
官軍方仙臺様西人教三万五千人黒田様二万人
長州様五千人薩州様五千人米沢様五千人
但し米沢様ハ上山
より
右西人教みの先は原より勢揃い
とし右回水固より成りて付々以庄内勢集ふ
中ハ

右の文甚々粗漏りて事實委しきを得さき
とて其後此裁せり友りし精密をゆか幸
とあらせ玉ふへし

○京師に於て被仰出以御書付の写

先般

御誠誓之旨に被為基此度還幸之上に
思召を以不日二條城へ
玉座を被為移萬機親しく被
聞召猶餘暇を以文武御講究を以て
之為遊以旨に

仰出在弥以公卿諸侯士民に至近可有勉勵
沙汰以事

壬四月

○ 此度大総督宮々言上の趣と有之□□降伏謝罪
奉仰

天裁に付てハ非常至仁之

敷慮を以寛典之御所置て仰出依之来ル七日
還幸之為有之旨被

仰出以事

後四月

○ 疑々々々

よんんんん

菱々々々々々々々々々々々

菱々々々々々々々々々々々

さんまりのいんんん

よんんんん

日の布のえ結きつていんんん

いんんんんんんんんんん

日、新聞才三輯 慶応四年辰壬四月廿六日出板

○ 松平大和守殿於京都西暇被仰渡以
内書付

御誓約不被為濟以中西暇被仰付以美子先無之以處其
領地近傍賊徒屯集不容易形勢又付急速歸國鎮撫仕度
願之趣尤之美子有依之在所表ハ不申及隣藩亦援鎮撫
之矣東山道總督府之指揮又隨以充分勉勵可致以又付
右内用中暫時歸玉以とし内用渡次才上京可仕旨被仰
出内事

右の用、付、飯國之趣、東山道總督府へ、申達有之、以
事

閏四月

上總の國、富津ハ要害のすろき地なり、東國の脱走
兵おもは、楯籠らんとして、其趣を松平大和守の陳代ハ掛
合、も、脱走兵の中、游撃隊の頭、伊庭ハ郎といふ人
あり、あそを、右陣屋を無理ニ、明排せ、ハ家
中百姓共救多難、及ふべき故、あのみ、お止め、只
相當の兵、金穀を出させ、る方、然る、是れ、是非を分

て論す、もと、一同更ニ、聞入も、仍て、ハ郎ハ、おきを、快
く、おひ、独り、其隊を、引連て、館山ニ、赴く、折節、林肥
後守の嫡男も、在邑、けり、が、此事を、聞且、游撃隊の軍
令、嚴重、として、義の、正しき、あ、と、感、して、其隊、又、加り、総
督と、なりて、徳川臣と、訛、る、たる、旗を、押立、閏四月十一
日、館山より、船、又、乗り、出帆、して、行衛、志、せ、り、たる、由、
然、る、も、富津の、陣屋ハ、脱走兵、又、明渡、し、たる、も、此、美、み、付
其、藩、小河原左宮ハ、切腹、し、家中の、騷動、一、方、あ、り、或ハ
江戸へ、逃、返、す、る、も、其、由、
同、國、木更津の、里、ニ、年、次、剣術の、道場を、開き、数、多、門、才、を

集めて指南を業とせし大河内某といふ者父子有り、
四月七日五位、姉ヶ崎辺の戦争中、門才八十人を引連
横合より宦軍へ打て出花、く血戦し子某ハ齒總
十五支なりし、眼前敵兵十九人を斬伏せし其身ハ討
死し父某も数十人と戦ひて終ニ討もより此一手の目
覚しき衝ハ敵ハ味方ハ皆胆をつぶし只茫然と静り
へし其ハ物ハ何とら勇士の惜むべきなりと皆歎賞
たりとぞ

○京都に於て被仰出ハ各付写

滝原丹波守

松平肥後守其他賊徒益及逆相募北越ハ信州表へ侵入
し後被 聞召ハ、身尾張大納言追討ト仰出ハ其藩
儀十日松平仰付ハ間万端尾張藩へ申合せ逆徒討伐可
致 御沙汰以事

四月廿九日

○
上州草津街道室田銀山の在ハ権太原といふ処有り、近
頃小栗上野介この処ハ新堡を築んとけり、風の風聞
ありて、官軍總督府より高崎、安中、吉井、小幡へ討手を
仰付らば、其人教已ハ押寄せり、上野介ハ降参及

三三三
三三三
ひ総督府へ伺の上りて死罪へ行はれり尤所持の大
砲小銃ハ悉く高崎の手で清取り閏四月七日板鼻宿に
て引揚たり又嫡子某ハ高崎藩に就めて降参すもど
その罪宥させり是も昨六日小死罪のよき見物の
人々群集ありたるよし又同人の知行所内去る寺院の
後の山新築は目論見ありしと云ふ其の絶頂は斥候
臺の様ある物を取建て此處地理要害の究竟やも場所
よし石材木等数多取所の先河其外は貯金数十万兩
并ニ諸道具類ハ悉く高崎安中へは款よ成わると
此一条ハ板鼻宿を通行志する人の物語を記す

○
四月朔日 禁裏守護の神威隊 諸国の神主集りて内侍所を守衛する黨あり
勅旨と号して比叡山の禁裏坂本山王の社五ヶ社を
やき拂へり仍て本山の僧徒大に怒りて之を太政官に
訴へが既に旧弊は改革の事と決しと云ふ取上る
ての理解を受け遂に重供となせり是より由て五畿内
寺院の僧徒日夜佛法の廢せらんとを悲歎して往く
とらふ会儀をといへり尤當時洛中洛外と寺院の由
緒僧徒の負数寺勢の出入檀家の多少等厳しき取調ら
べ有之由なり

○ 此頃会津藩よりハ佛郎西人兩人李漏生人兩人を雇ひて日く盛々武事を誓古く其外国産を拵らへ银山を用らく松種くのみ論見おも何るより或人の話をり

○ 長崎の地ハ此次天主教の宗旨さうん一行りも宗門の徒已二百人餘も集りたる其内五十四人程ハ種々申諭せしめて漸く改心志たせんと殘党更ニ承伏せり此上た々へ如何様の嚴料ニ行ハるるも々宗旨の為ニハ少くさいと云々躍勇之をうけんとして勢ひさうく止

むべくもいえず仍て公郷沢殿右鎮撫として九州へ發向

○ 近頃江戸川舟仲間の行事三人言合せ悪計を運ら官軍方の費用金と号して舟宿渡世の者共より金子八百兩を取立てたるが此事官軍の海軍方へ露頭して右三人の行事並に引合の舟宿百三十人当月十五日早朝輪の住吉とり茶屋當時海軍方の役内投行ありへ呼出されて内吟味とあり不殘白状及びびたり仍て右の三人ハ重罪たるべきの処内用繫折柄あるハ格別の思召を以て此度ハ差

免さも右取立ハ八百兩の金子を夫ハ割戻すハ昔
被作渡以後心得違ふも拒堅く戒らせて遂ニ事漸ニ去
りたるし

○

當月十八日昼九時半次五月九といハる佐賀の蒸気船
一艘菊の紋付きハる旗を立て大人数乗組て品川沖ハ
入りたる由其子細ハいすハお分り

日：新聞才四輯

慶応四年辰閏四月廿八日出板

○奥羽諸侯歎願書

討會先鋒被仰付兩國共出兵在既ハ仙臺先手勢及接
戦ハ此今般降伏謝罪之美容保家来也ハ付仙臺國
境於陳門問罪督責ハ致ハ伏見暴動ハ一挙ハ畢竟指
揮不行届ヨリ全卒然ニお發奉驚天聽ハ段至極恐縮
ハ存容保美ハ既邑退隱ハ上當時於城外恭順謹慎ハ老
頗先非悔悟ハ在寛大ハ所置ハ成下ハ松別紙歎願書
ハ通家来也ハ知ハる天朝ハ仁徳奉感戴ハ松

會津孤國耳^{あぢのくに}内^{うち}処置^{ぢうぢ}ト不被^な為^ら思召^{おも}寛大^{かんた}之^の沙汰^{さた}成^る成
ト^と以^も實^{じつ}以^も興羽^{きんぷ}御鎮撫^{ごぢんぶ}道赫^{ぢやく}然^{ぜん}ト^と立^た以^も振偏^{しんへん}
存^{ぞん}込^こ列藩^{れつはん}衆議^{しゆぎ}士^し考^{かう}奉^{ほう}懇願^{こんがん}以^も猶^{なほ}亦^{また}連名^{れんめい}外^が之^の輩^{はい}ハ^ハ駟^し付^け
次^{つぎ}才^{さい}可^か奉^{ほう}申上^{まへ}以^も恐惶^{おそおそ}謹言^{じんげん}

慶応四年閏四月

伊達陸奥守家来

坂其 力

但木 土佐

上杉弾正大弼家来

千坂太郎左門

南部美濃守家来

竹俣 美作

野々村真澄

丹羽左京大夫家来

丹羽 一學

松平大寺頭家来

三浦平八郎

阿部美濃守家来

平田源左門

相馬困憐守家来

相馬 靱負

秋田万之助家来

佐藤勘兵衛

小野真次郎家来

大浦 帶刀

藤井伊豆守家来

水野三郎左門

田村右京大夫家来

渡邊五郎左門

生駒大内蔵家来

佐藤長大夫

椎川嘉藤太

慶応四年四月

會津家老

西郷 頼母

梶原 平馬

一瀬 要人

○當正月大君東返の折或陸軍士官建白各

今度大坂の一敗関東の恥辱を天下に示し佐幕の諸藩
の心を皆驚愕切齒無二の義憤却る

大君の所置を罵るの外は座をくは右敗軍の基は陸
軍の命令不出一途愚昧の閣参并贅吏異議を唱え兵界

之迂遠ある將帥号令を弄し以てより出以候と云其罪言

語同断の所坐の抑人君賢明あるも果断あるときハ

事を処するに迷を生し必大事を誤の患有り又人君下

問をつくし諫を容るゝを良と云然れとも我の果断の

胆畧あるも其詮なきのくちり却て疑を醸するの

基と云なり浩曰為大事者不謀衆實は是英傑の語に

今大君賢明にして下向を尽し至小事實に於微臣

亦難有美に奉存に唯その英断の薄く在らせらるゝを

深嘆息仕以此上は再奉會稽之耻を雪ぎ給ふハ即日

不殘閣参を察し無智の將帥を退け贅負を省き亟に

人材を抜抽一全権の委任に外良策無の存に但し右之
大御変革被為行いこも衆人ニ以謀被為遊の様にしてハ
迎も難成以間非常の独断を以人心奮起万機一新大
業の中興を為在に於不憚忌諱啼泣奉懇願以誓首百拜

臣

純彰 經

旧きを去るるハ新すの本意なりねと寸文他は
漏れぬもハ今あらまざる一は看官の見聞を博
めんしり新くハ旧を去りて答めよふまらる

日、新聞才五輯

慶応四年辰五月一日出板

○羽州戦争の様相ハ略第二輯に米状の抜唇をの
せしむる其後稍委敷き報告を得たり故に又去
るゝと云ふ

閏四月四日市内の脱走人天童織田侯の城に迫り戦争
に及びしが天童降る落城せり以時上山に在るる薩
長勢合せし三百人元仙臺に在陣此處を少き沢三位
殿を大将として急て天童に押寄せ同六七日の以愈近
つも市内勢と大に戦ひ散るる打ち敗るる即死八十人

計り其餘ハ何方へ引去るや同月十二日の改まりハ
仙臺へハ一人も取らざる由あり又其時官軍より急ニ仙
臺へ向テ黒田勢ヲ支援を告来る由より早速同処よ
リ操出せしむる途中より何方へ向ひしや是亦行術
志々然と云々尤右の戦争中天童ハ城下を焼拂りて家中
農高此程大方向あり殊ニ織田侯を始メ奥方女中一
同立退られし何れハ倉卒狼狽きし其有様も憐
れなり折しと其中小妾の産後ハ日数も立アしと
馬駕の自由も叶もさせハ徒行し仙臺の近在に遁来
るも仙臺候あつたを聞きし金と米とを贈り厚

く扶助せしむしとそ又當時ハ仙臺より何れ官軍ハ皆何
方へ散せしや残れるもの甚と少あく尤九條殿ハ岩沼
に在陣のよしあり

○
会津追討として兼る仙臺より操出する人殺凡二万
余人秘中将殿も国境より出張せしむる四月
廿八九日の頃同国信夫郡土湯の境より少し南に
是連ハ代官と同一く石越との二ヶ所にて仙臺の番
兵と聊ツとの小ざり合ありし事にて怪我人も仙臺
にてハ僅よ一人有りしのみあつた戦争といふ程

あしとやうに才四輯に載せしる奥羽諸侯の款形書ハ
仙臺岩沼在陣の大総督九條殿に為るより越
りて退く人教も操りたりし

○閏四月十二日東海道三島宿より来状の抜書

當十二日相州足柄下郡真鶴村に侍二百人程上陸いし
し以処其隊の頭林昌之助様也家来四人並百連跡内人
救へのあし置しる大久保加賀守揆也城下は越成
重役は面會し上寸友徳川家脱走人其淵陳屋迫し
焼拂右軍は進撃差迫るる無修矣越は昔マヤサハ
よし其柄柄 徳川家より山岡某為結核の如き趣

承以ハ直に城下を引拂駿州の尉に殿場村へ
越成夫より甲府へ可也越は風向より

右ハ才三輯上総富津の條に林肥後守嫡子云く船の
り行衛をせりと何の定めし此所はもせりなり
らん

○ 此頃舟橋辺戦争の跡見分りし官軍方巡検

一節同所 太神宮の社兵火の為に焼失ししを見
て同社の神主を呼出し其始末并に神体遷坐の事
あししく聞紀しの上りし不取敢仮宮造管料として

右神主へ金十七兩与へらせし

○ 閏四月廿九日久留米の蒸氣船一艘品川より人救二百人餘乗組て早天よ出帆し是ハ何國へ赴きとる然いまも詳なり

○ 同廿六日上州沼田領般若塚といふ所より官軍と脱走と戦争ありし趣安中の家来より報告し但し勝敗の模様はいまも分らざる多分官軍勝利のよし

○ 閏四月十一日於京師御達書写

三條大納言

今般徳川□□降伏謝罪奉仰 天裁は二付以至仁之
叡慮寛典之由所置被 仰出以間速ニ東下億兆人心安堵いよ以様取計可致総て 由委任可为関東監察使之旨 由沙汰以事

後四月

江藤 新平

小笠原唯八
新田 三郎

右同断^{ふぎ}に付附屬^{ふぎ}と仰付^{ふぎ}事

後四月

萬里小路^{まりのちみち}

今般為^{いま}關東監察使^{かんとうけんさつし}三條大納言^{さんじょうだいなごん}に差下^{さした}以間^{いま}為^な附屬^{ふぎ}東下

に仰付^{ふぎ}事

後四月

松尾 伯耆

中川 對馬

仰出^{ふぎ}以間^{いま}附屬^{ふぎ}に

三條大納言^{さんじょうだいなごん}為^な關東監察使^{かんとうけんさつし}下向^{したむかひ}に仰付^{ふぎ}事

右の通り^{みぎの通り}に仰渡^{ふぎ}に付速^{ふぎ}に京師^{きやうし}發途^{はつと}同月廿四日^{どうげつにじゅうよっぴつ}江戸^{えど}へ着入^{きりいれ}城^{しろ}いとさ^{いとさ}れり

閏四月廿二日参謀正親町少将殿木梨精一郎長州藩其外
官軍百人余り急用有りとして品川宿より御軍艦富士
山より同日九ツ時ある品川沖を出帆一上坂のとき
れより由

同月廿三日開門丸といつる薩州の蒸気船品川沖へ着
帆いときせたり

但し前子載せしる三條大納言殿を初として外六人
あの船子乗り来れる由なり

○辰閏四月廿九日筑前守殿渡り各付

徳川亀之助殿今廿九日辰刻西丸の登 管成は松
大総督宮より沙汰の付一橋大納言殿為 御名代は
越成は所 亀之助殿は事当家の相続之為別紙之
通より仰出はる向く早く可はる觸は

壬四月

徳川亀之助殿は事今日より 上様々奉称

上様は事ハ 前上様々可奉称は

右之通りは触は 壬四月廿九日

○別紙之写

慶喜伏罪之上ハ徳川家名を統るる祖宗以来之切勞を

思五格別之 獻慮を以、田安龜之助に仰出の事、

但城地録高に及ぶ退るは仰出の事

此度の中統に仰出に付、明朝日時布衣以上、以下小役人
寺役一人ツ、服紗袴麻上下着用、田安の屋形へ、出出
祝美下上、左殿中服紗袴麻上下着用の事、

壬四月廿九日

旗本の家人月代不刺袴お違は、明朝日、当地に在
る者共々一同月代刺袴に改むる事、

壬四月

明朝日五時の供揃へ、高田、田安殿の所處より清水の
門内、田安殿の屋形へ、引移り遊ばる、早々向く、

壬四月

日々新聞才六輯

辰五月二日出板

豆州葦山私居屋敷之儀に付、届書

嗚呼、之間敷奉、恐懼の、共、私美鎮守府將軍左馬権頭源

満仲二男大和守頼親より、実子相続三十八世之孫、

大和国奥野郡宇野に住居、頼親より、六世宇野七郎親治

保元度、

新院之味方、属し、軍不利、其後宇野太郎、豆州江川

之庄、只今之葦山へ、引移、江川に改姓仕、以来世々、浮沈有

之、慶長度、関東御八国之前、本領可為、安堵、旨に仰出に

六輯

北条家之士に差障りしもの有之、領地先ツ代官所と
相心得、物成之十分一ニ下、其後元録度ニ至、自余之
代官並より仰付し爰より右ハ往古鎌倉時代前より持
傳ハ屋敷郭内除地之分返上可仕哉、又ハ是迄之通相心
得不苦哉、太政官ニ奉伺ハ家柄之俊も有之、格別
之ハ憐許を以是迄之除地ハ預ケ置、献貢ハ不及段
ハ仰渡、今以是代官所身分ホ之ハ沙汰ハ無シ坐、謹慎在
京仕ハ爰より座ハ依之此段ハ届申上ハ以上

辰四月

江川太郎左衛門

○閏四月十九日上方金相場

一 京都 金 八拾又四分

一 大坂 金 二百七又五分

一 大坂 金 二朱ニ付 錢一貫五百拾二文

但ニ錢ハ追々下落のトシ、右の如く京
坂の金相場格外の相違有之趣なり

○ 閏四月廿二日江戸の船行速丸ハ先ぶろ総房ニ居り
し脱走人鎮撫として榎本和泉守開陽鑑ニ乗りて房州
館山ニ破泊し居るとモハ此船ニ用向りて早朝出帆せ
り

○ 先頃総房鎮撫として柳原殿ニ出張有りし処鎮静い
しとるよりて當月廿二日房州より徳川氏の運送船
長鯨丸ニ乗りて飯府いさされ濱海軍所へ上陸して
同内庭中嶋の茶屋にて暫時休息有り御濱見附り

勢揃いとし真先ハ先鋒隊と記したる旗を押立次ニ
礮隊とい小旗を立大砲四挺を引き又其次ニ撒兵隊と
記せし旗を押立凡二小隊程戎装にて太鼓を打ち
後ニ菊の御紋付きたる旗二派を押立又菊の御紋
の小旗を立此本ニ柳原殿ハ装束の上ニ陣羽織を着し
陣笠を被らば徒行して其周圍ニ凡五六十人ほど嚴重
ニ囲み其後ニ赤地ニ白き菊の紋の大旗を流し前後凡
三百人余り物正しく行列して同日七ツ時頃西城へ入
せられり

閏四月十九日野州藤原山日光近在栗口の照り脱走兵大鳥
圭介隊と會津藩山川大内蔵隊と一ツはふり官軍方土
州彦根兩勢は打向ひ大戦よ及ひたる所北方勢脱走兵
會津兵十分勝利を遂ぐる由同廿一日より廿二日よりけ
北方勢追く今市辺より押出し又く戦ひて勝利を得し
り但し此戦ハ十九日の如く十分なる勝ハ無之由
右ハ一士人日光より江戸へ来る途中よりたし
見聞しつりしりふ

先頃長州侯ハ 行幸の供奉より大坂は行りしりふ

何故あるや當月八日 還幸の折其終大坂に滞留して
上京せり剩し議定職御免之美を内願し當月初旬願の
通被仰付し因元へ取らる由
或曰く長州の進退動靜感すべく又おとるべしと

閏四月廿一日東海道藤沢宿大久保町旅籠屋清四郎の
家より本光院宮家来石川攝津之助石川民部毛利舟波医
師芳庵と名乗りしりもの止宿したる処同夜池田信濃
守家来水田謙吉渡部太郎外拾五人同処より來り豊本
といへる茶屋につも翌廿二日朝右攝津之助もどめ残

りく百捕とる由

○ 同廿三日、武州荏原郡桐ヶ谷村、百姓家へ戎装の武士五人、白昼に押入り、金子差出すべく、不承知いとも、可切殺し強談子及びひとる由へ、百姓とも竹槍を以て、打向ひ一人突留され、其餘の四人ハ逃去り、右の死骸ハ荏原川へ投込たる由、

○ 同四月廿二日、夜駿河臺岸本金八といへるもの家の、盗賊二十人程押入り、金八を切害し、刀ハ腰、股指ハ九本

金四十両其外衣類亦奪取逃去とる由

述懐

読人志らく

生うろり死かきり来ていくとひも身を尽しせん君の
みよと免る

二荒山神も何れせと
すなわくろ

天神よをむくもよ
や蘇つて飢へむうのいとおを
おへも

或ハ日川路頑民奇悲憂憤問の何より
自及して世

を弄ぶれし此歌ハその六七日前つくと読置也
とりし時ハ齒七十今茲三月五日の事ある
よし。古の老人も似がなき勇ましく又憐れもい
ふへり也

義邦ぬしの奉書を侍りし 重和

花よりもちのくたゝ大君と君との中よつくり
言のた

日々新聞才七輯

辰五月三日出板

○於大政官貨幣分増之羨被仰出以
書付写

大政

御一新の付、宇内貨幣之定價、吟味之上、古今通用金銀
銅錢等別紙之通被仰出以間支配未く迄不洩様可相觸
者也。

慶応四年閏四月

大政官

右仰出さてもたず別紙ハ小判より一朱金やして百兩
は付何程と割付とせし今見易き為よ一兩は付何
程と一且終りよその圖を附して博覽の一助と

一 慶長金 小判一分判一兩は付目方四匁七分六厘

此通貨九兩は銀三匁二分二厘五毛

一 武蔵判 右同断

一 乾字金 一兩は付目方二匁五分此通貨四兩三分
と銀三分

一 元録金 小判一分判二朱一兩は付目方四匁七分

七厘此通貨六兩一分一朱と銀一匁七分六厘換

一 享保金 小判一分判一兩は付目方四匁七分六厘

此通貨九兩一分と銀三匁二分二厘五毛換

一 古文字金 小判一分判一兩は付目方三匁五分此通

貨五兩一分と銀二匁一分七厘五毛換

一 真文字二分判一片 付目方一匁七分五厘此通

貨二兩一分銀三匁換

一 文政金 小判一分判一兩は付目方三匁五分此通

貨四兩二分銀六匁換

一 一朱金 一兩は付目方七匁此通貨二兩一分銀一

一 叒四分六厘二毛五絲換

一 草字二分判 一斤二付目方一叒七分五厘此通貨

二 兩銀一叒三分五厘換

一 古二朱金 一兩二付目方三叒五分此通貨二兩二

分一朱二銀二叒三分六厘二毛五絲換

一 五兩判 一枚二付目方九叒此通貨十七兩二銀七

叒一分二厘五毛換

一 保字金 小判二分判一兩二付目方三叒此通貨三

兩三分三朱二銀一叒六分八厘七毛五絲換

一 正字金 小判一分判一兩二付目方二叒四分此通

貨三兩二朱銀二叒八分五厘換

一 安政二分判 一片二付目方一叒五分此通貨三分

二銀三叒三分五厘六毛二絲五忽換

一 元錄大判 一枚二付目方四十四叒一分此通貨六

十一兩一分三朱換

一 京保大判 一枚二付目方四十四叒一分此通貨七十八

兩一分換

一 慶長大判 一枚二付目方右同斷通貨右同斷

一新大判 一枚二付目方三拾叒此通貨廿六兩二

分一朱換

一 寛永濤銭 代リ二十四文天保百文銭一枚ニ付四枚を以て換ル 但シ是迄通用十二文

一 寛永銅銭 代リ十二文天保百文銭一枚ニ付八枚を以て換ル 但シ是迄通用六文

一 文久銅銭 代リ十六文天保百文銭一枚ニ付六枚を以て換ル 但シ是迄通用 文

一 天保百文銭 ハ是迄の通り通用之事

慶長金小判

武蔵判未詳

表



裏

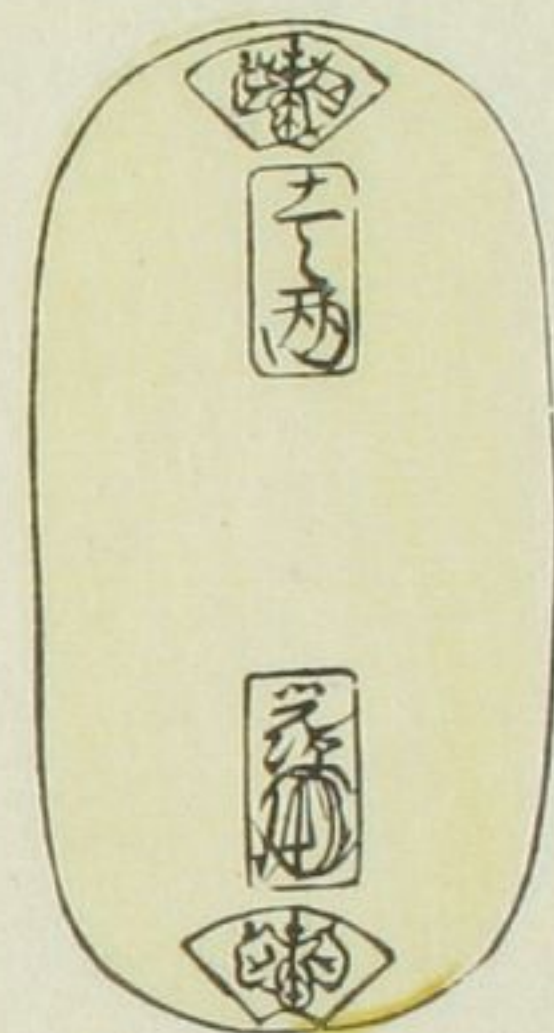


慶長金
一分判



乾字金

表

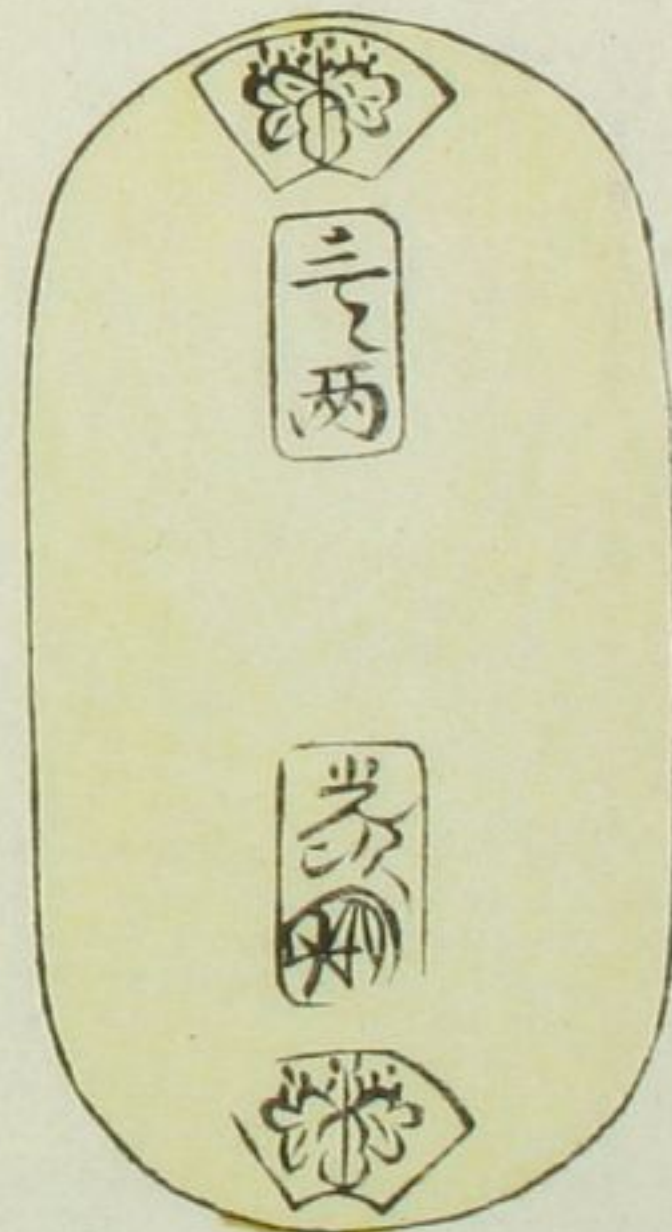


裏



元錄金

表

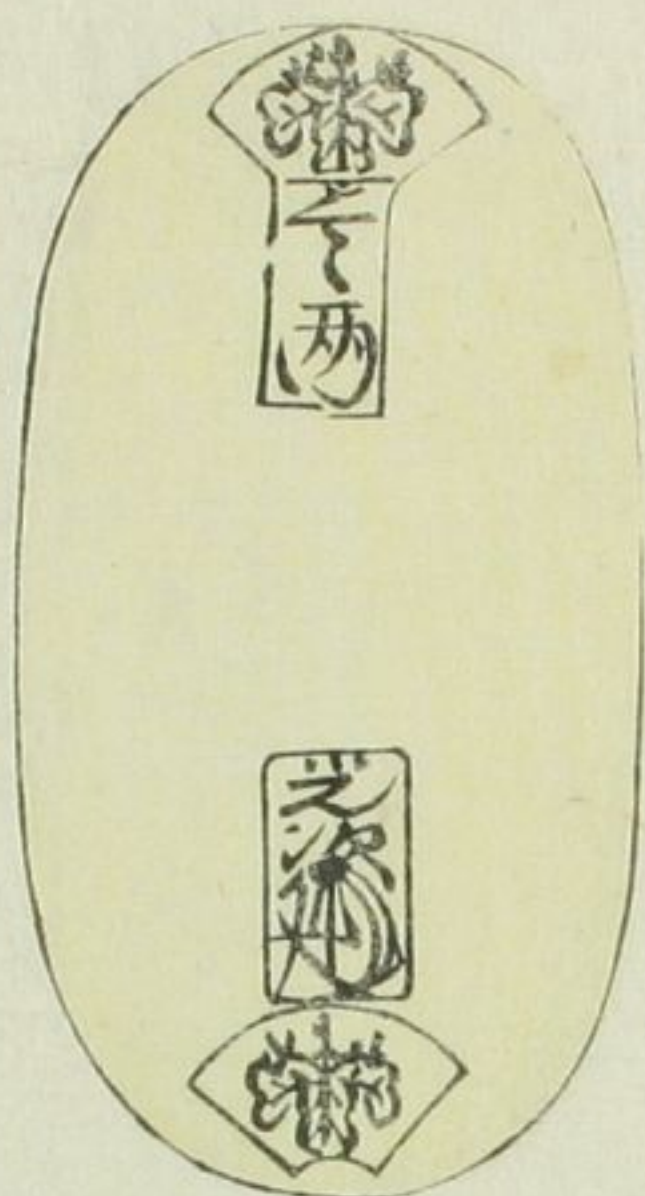


裏

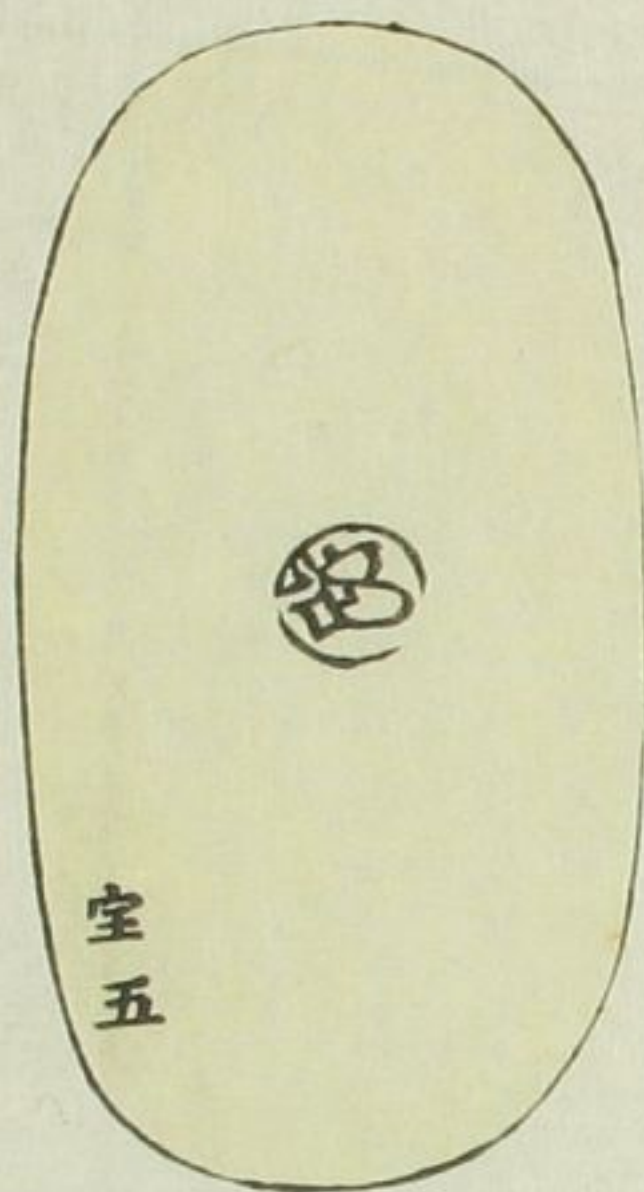


享保金小判

表



裏

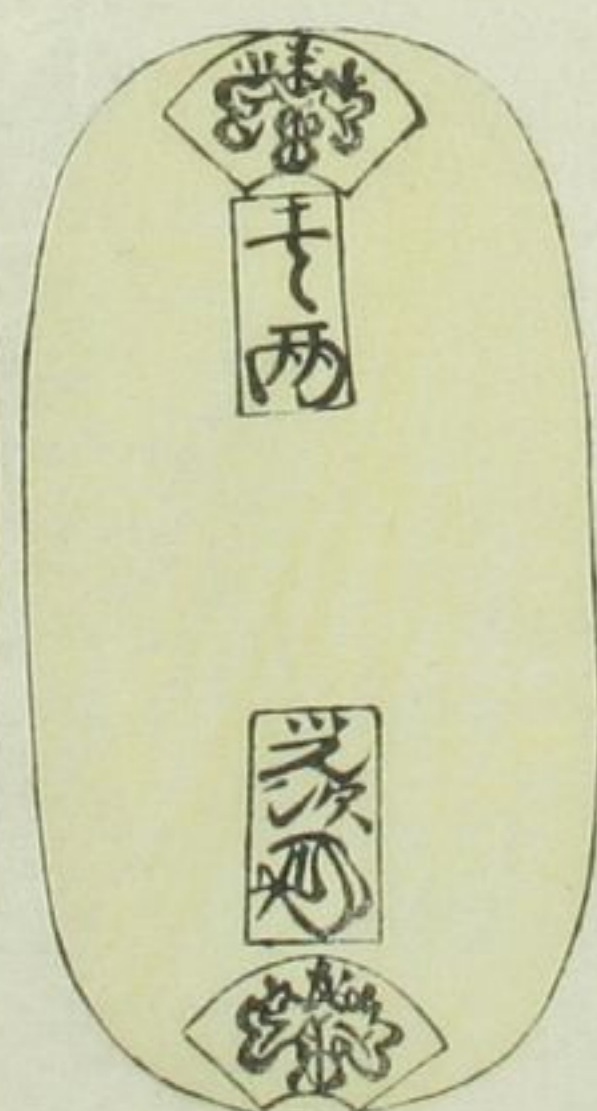


享保金一分判



古文字金小判

表



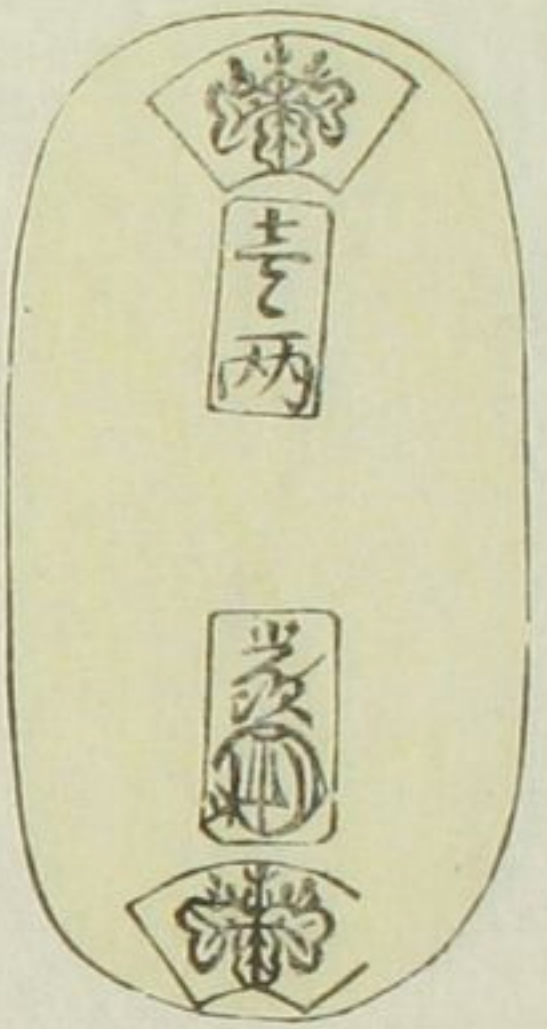
裏



古文字金一分判



文政金小判



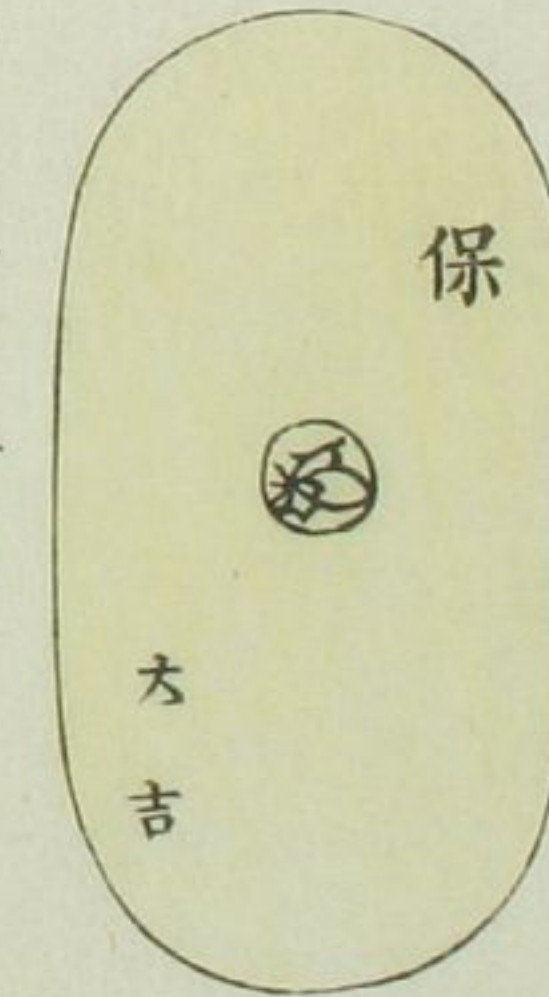
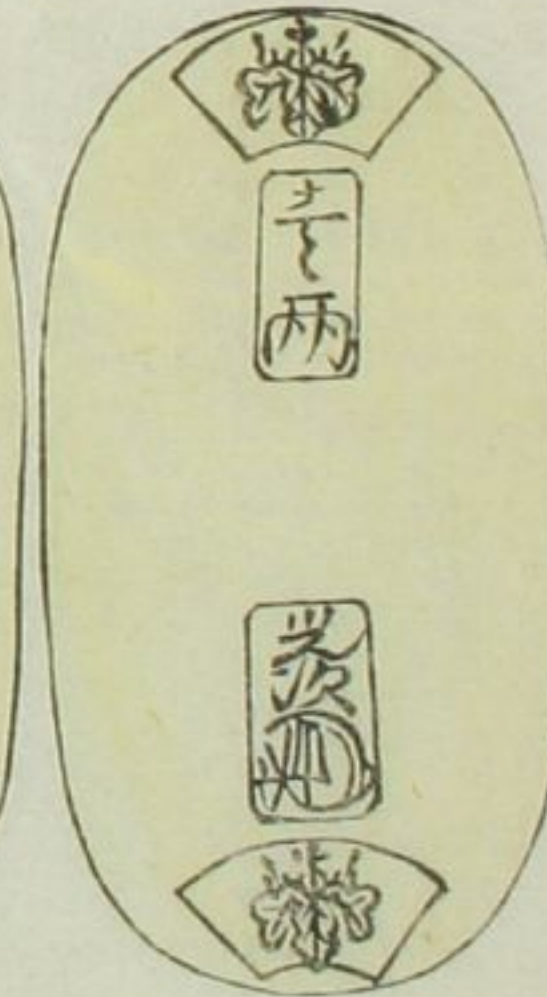
文政金一分判



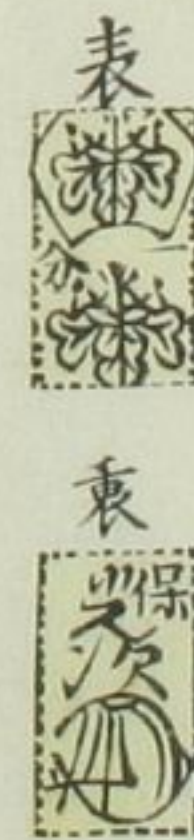
真文字二分判



保字金小判



保字金一分判



古二朱金



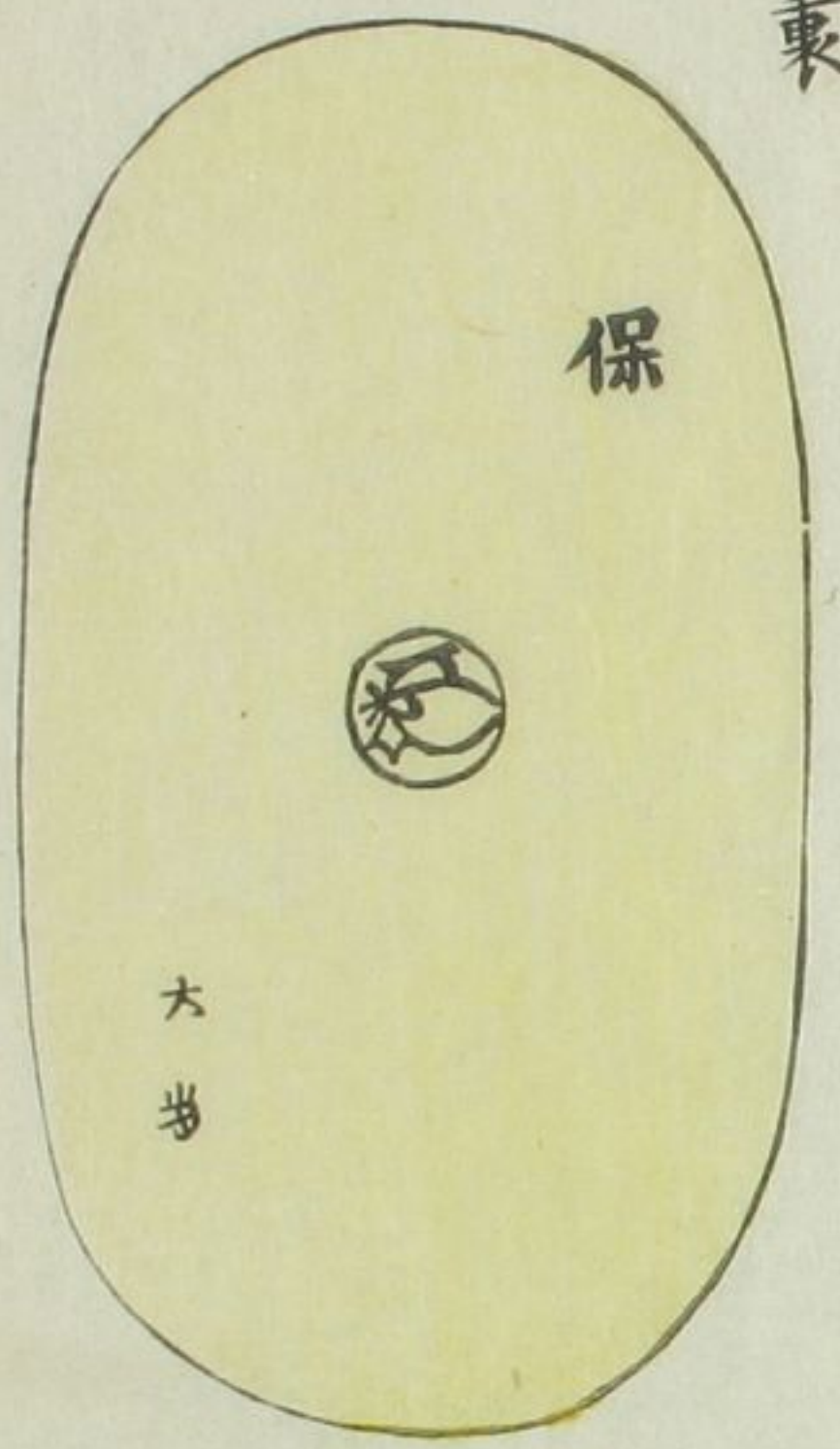
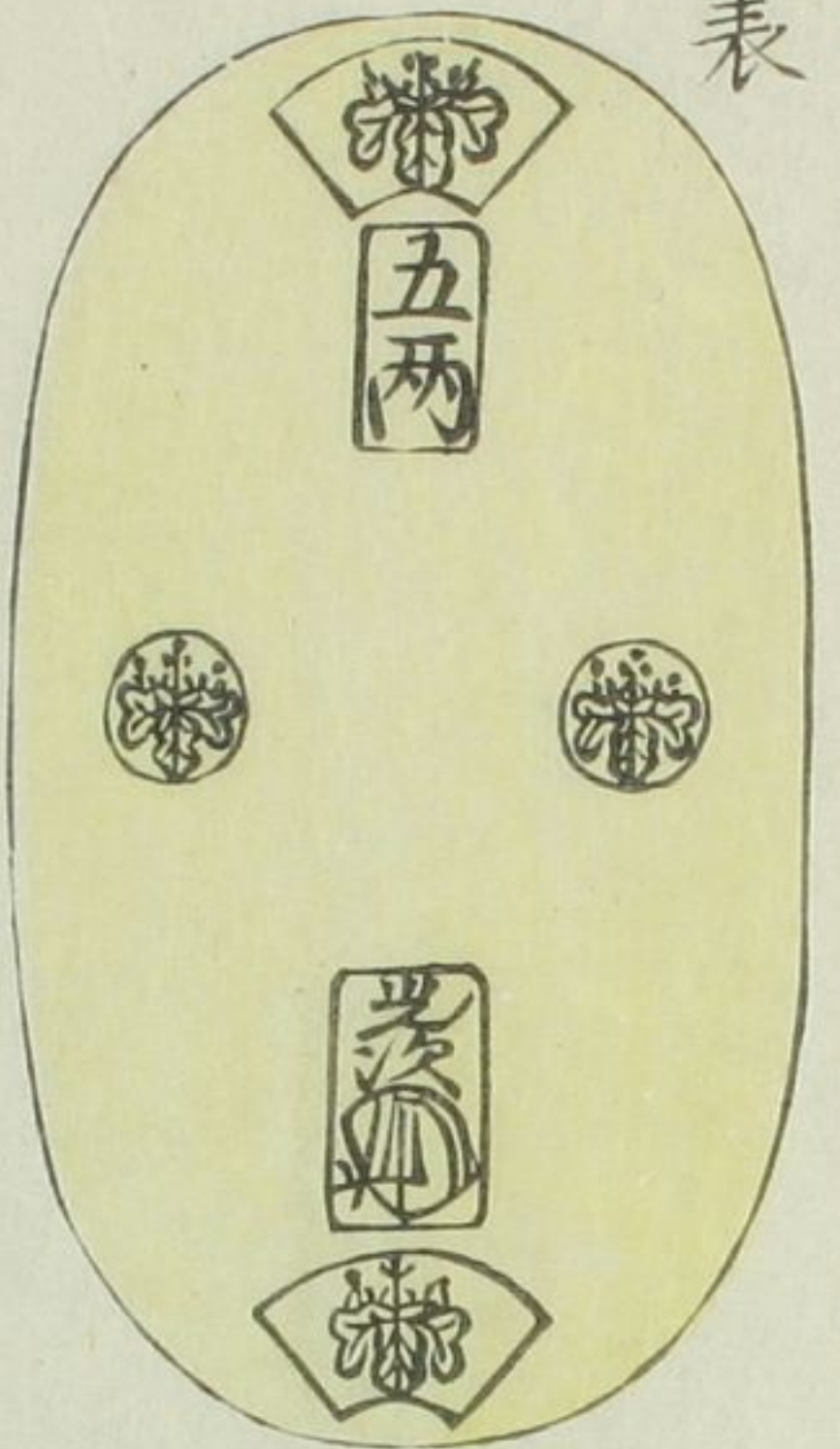
一朱金



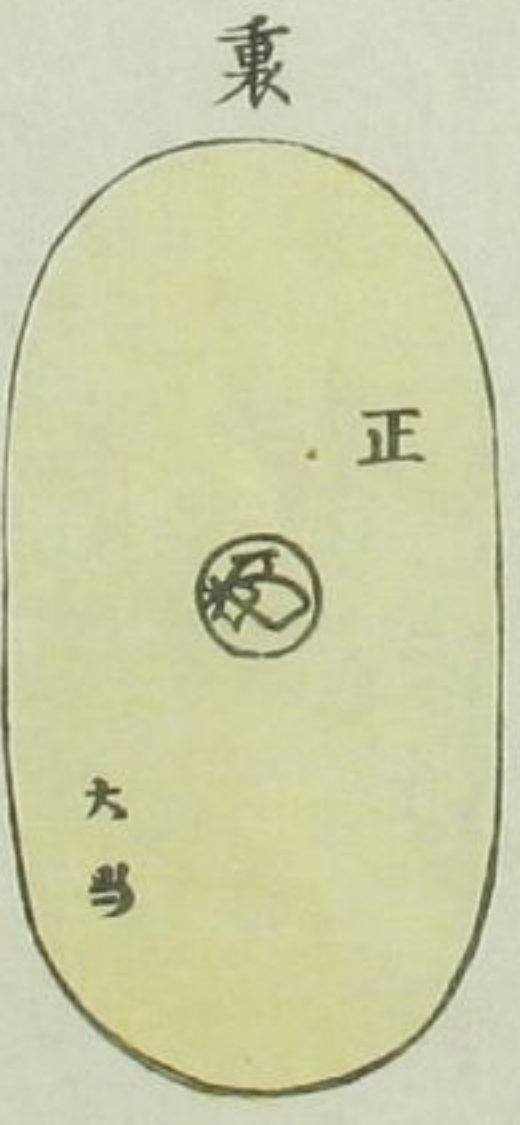
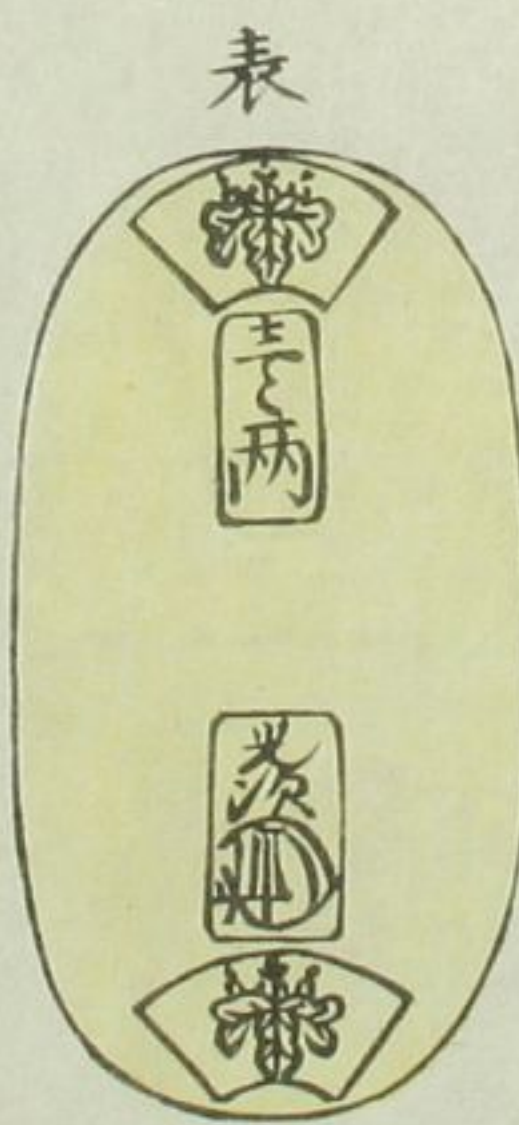
草字二分判



五兩判



正字金小判



正字金一分判



安政二分判

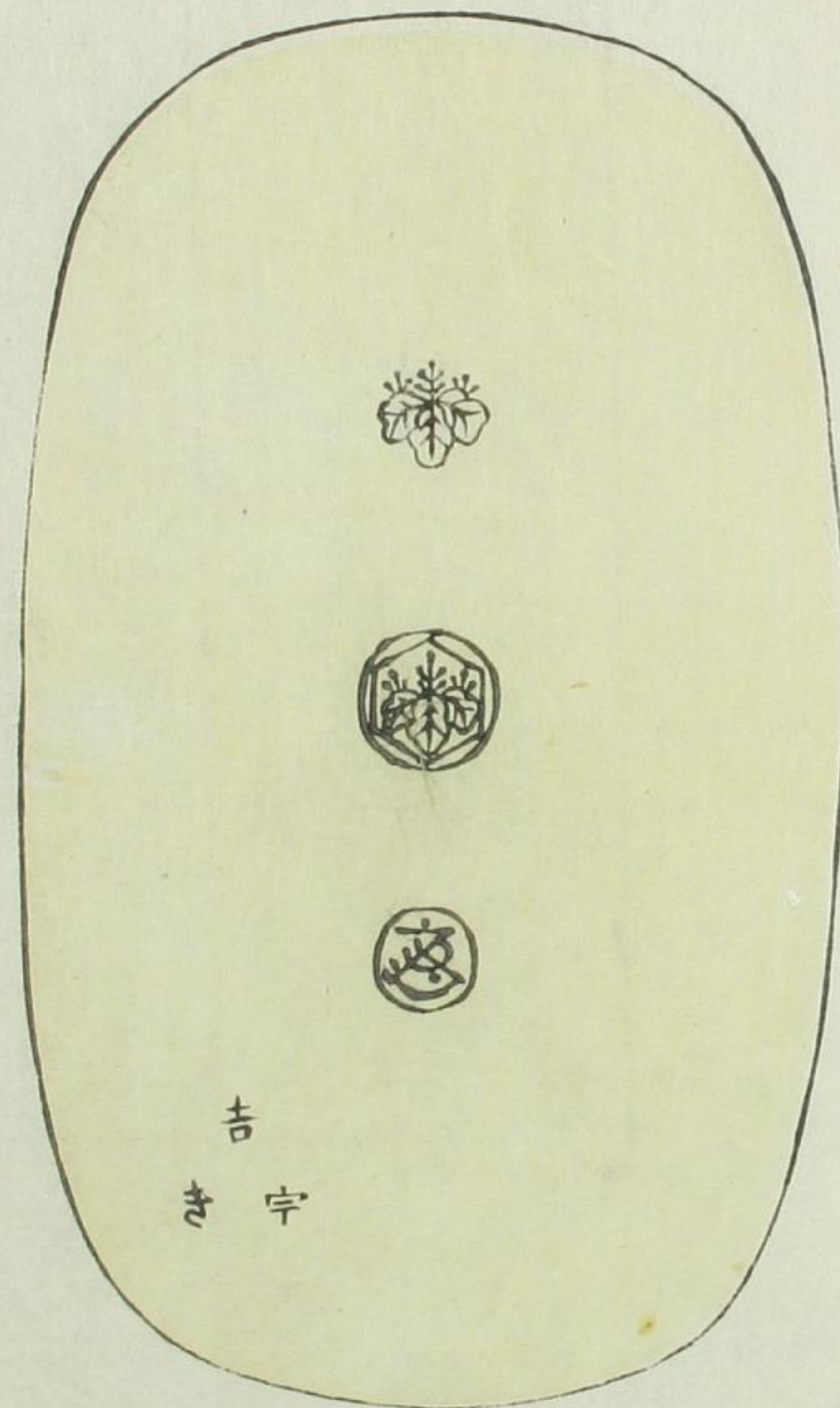


新大判

表



裏



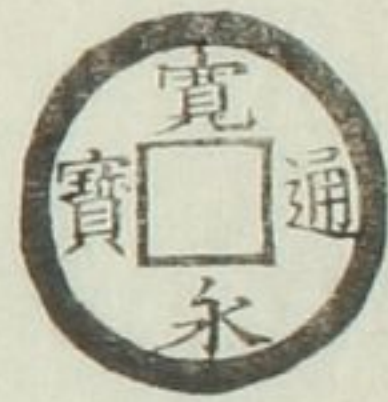
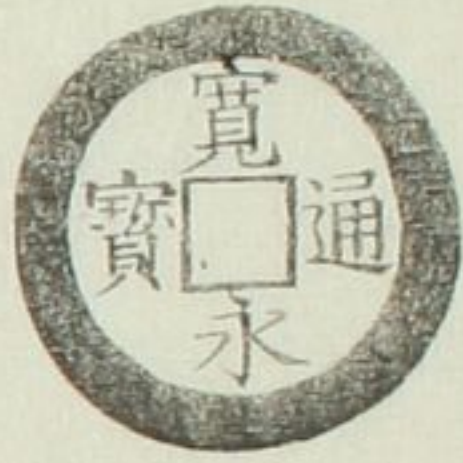
吉
字

〇〇
九

寛永濤銭

同 銅銭

文久銅銭



天保銅銭



日、新聞才八輯

辰五月四日出板

先頃中會津征伐の爲め、奥州白川城へ仙臺の人数、大勢詰居る所、奥羽の諸候より、歎願書載せたりを差出し、より付、九條殿に落手と相成り、會津國境へ出張の軍勢ハ、追々引揚け、続々右白川城よりし、人数も、閏四月十六日より、次才より引あげたり、然るも、同月十九日、以づきの兵とも、からり、大勢不意い、白川へ押寄せ、来り、俄い、所々へ放火して、市中ハ、りよ、及をす、城内ま

ても、瞬間、大抵焼拂ひより由、あはれ、先頃會津の脱走
兵千人足らり程野州悪津川の筋を通行し、
も、定めし此兵等の所業なるべしと、風聞有之由、
右白川を通行し、商人の物語あり、

○甲府よりの来状写

閏四月廿日頃より脱走兵と、武家松小田原辺
甲州へ西越よ、成内
両人大将より西人教三百四五十人程銘く、小筒を持
ち大砲二挺引く、東照宮と、
旗三本葵の紋付、旗三本三ツ巴の紋、旗三本是

ハ林家の旗、由、
夫、甲府の城中、
未相分り不、
付甲府の固先、
脱走方へ来ル、
、亦、
入込、
我甚心配仕

○閏四月十八日申達

切支丹宗門之倭年来元幕府之托ありし堅制止之を得
共曰^共涿^涿餘^餘燼^燼絶^絶切^切不^不下^下近^近来^来長^長崎^崎近^近傍^傍浦^浦上^上村^村之^之住^住民^民竊^竊其^其教^教を^を信^信仰^仰し^し者^者追^追々^々蔓^蔓延^延致^致し^し以^以今^今般^般廣^廣西^西評^評議^議は
為^為在^在し^し上^上格^格別^別に^に以^以仁^仁旨^旨を^を以^以西^西所^所置^置の^の交^交定^定は^は遊^遊に^に依^依之^之
別^別紙^紙に^に通^通西^西領^領被^被仰^仰付^付し^し事^事

一右宗門元来 御國禁不容易事子付申候に上ハ人
事を^事尽^尽し^し懇^懇切^切に^に教^教諭^諭致^致し^し良^良民^民之^之立^立度^度り^りに^に欺^欺辱^辱可^可扱^扱
に^に若^若悔^悔悟^悟不^不仕^仕者^者ハ^ハ不^不得^得止^止被^被處^處嚴^嚴刑^刑に^に間^間此^此趣^趣相^相心^心得^得
改^改心^心に^に目^目途^途不^不相^相立^立し^しの^のハ^ハ可^可届^届出^出事^事

一改心之廉相立に迫ハ住人らハ屹度絶交し事

一開墾地土工金工或ハ石炭掘其外夫役ハ勝手之可召

使し事

一山林住居可為致し事

一當日より先ツ三ヶ年之間一人子付一人扶持ツ、其

藩に被下し事

但長崎表より退々指送り之間相知次第早々到着

所ハ其藩より人救指出受取可し事

右之通被仰出之間此取達し事

柳澤甲斐守	百	人
藤堂和泉守	百五十	人
徳川元千代	二百五十	人
井伊掃部頭	百三十	人
戸田采女 <small>正</small>	八十	人
酒井若狹守	八十	人
松平越前守	百五十	人
青山左京大夫	五十	人
松平圖書頭	五十	人

右大坂迄但藏屋舖、相渡

本庄伯耆守	五十	人
紀伊中納言	二百五十	人
大河内刑部大輔	五十	人
<small>松平伊豆守、事</small> 前田宰相	二百五十	人
池田因幡守	百五十	人
松平出羽守	百五十	人
亀井隱岐守	三十	人
池田備前守	百五十	人
淺野安藝守	百五十	人

右尾ノ道迄

松平三河守 八十人

阿部主計頭 八十人

右鞆津迄

蜂須賀阿波守 百三十人

松平讃岐守 百三十人

右丸亀迄

伊達遠江守 八十人

山内土佐守 百三十人

右三ツ瀨迄

中川修理大夫 五十人

内藤備後守 五十人

右鷲崎迄

毛利大膳大夫 百五十人

右下ノ関迄

奥平大膳大夫 八十人

右中津迄

小笠原豊千代丸 五十人

右小倉迄

黒田羨濃守 百五十人

右博多迄

有馬中務大輔 百三十人

立花飛彈守 八十人

右若津迄

島津修理大夫 二百五十人

右鹿兒島迄

細川越中守 百五十人

右高橋迄

ノ三十四家

人数ノ四百百人

日ノ新聞第九輯

辰五月六日出板

○奥羽并野洲辺雜報

仙臺の門伊達筑前の人教官軍へ向て砲發したるは
 の風説世上は専らわれとも全く虚説なりされとも是
 は似寄の事なり其次弟ハ兼て別家伊達の兵士ハ弱兵
 なりと官軍ハ勿論本藩の兵士迄も此と愚弄するはと
 甚しかりしや大に奮激して近頃ハ會津庄府を除く
 の外奥羽の内伊達筑前の兵士はと強きハありといふ
 ほど盛なりたる由然し愚弄するはと尚止まされ

バツつゝ勢ひと見せくれんと思ひ居ける内追會とて参謀方操出せしうバハ我ガ猛威と示すハ屈竟の時ちりと命令とも待たずして先進不意に横合より會兵へ砲發したる由されとも味方は砲發之令未と下さるる内突然と横合より打出せしより筑前の兵隊ハ裏切せしたるをらんと一時思はれたるなりされと全く勢と示さんぐ為のみよして他は異心なき事顯然たり恐くハ此等の事件を聞ゆやよりて官軍は向ひ砲發したるかと世上は風説するあふんと奥州の或藩士の物語りなり

○ 先頃日光辺へ屯集したる脱兵 組下會津庄内の脱藩及当三月中江戸屋敷引拂越後の國新發田辺に屯集したる衆名の脱藩とせし五六百人斗り閏四月廿一二日の頃同国青海あま海岸といふ所にて官軍と戦争及ぶる由勝敗ハ種々の説ありて未其確報を得されハ茲に記さず

○ 同月廿五六日頃日光海道大田原宿にて官軍と脱走兵の内一番傳習兵五百人と戦争ありたりよ此日の戦

ハ余程の苦戦にて傳習兵の働き実ニめざましかり
と云う大鳥圭介の指揮よりいふに当節ハ圭介の手
とえられて一隊とて一獨立して退く進む模様なりと
いふ未詳なり

○ 五月二日夜石州濱田の藩士江戸屋敷ニ住居せしもの
九十人脱走いふせし由北兵士の何れも戦場ニ事なれ
たる誠の勇士なりと其外諸藩退く脱走する者多しと
の風説かまびし

會社伏啓

第六輯ニ榊原殿徳川氏の運送船長鯨丸乗り玉ひて閏
四月廿二日房州より歸府いたされとといふまこと
載せたり然るにこの他の船ニ乗り給ひて歸府いざさ
れたるにて全く長鯨丸といふされと長鯨丸も同日ニ
品川沖歸帆せしや傳者の誤りにて斯ハ記せしなり
然るに右船の乗組中より尤の通り其非と難トて督責
せられたりこの誠ニ吾會社の幸慶といふべし若此責を
うりせし謬誤を傳て人を欺くまじき書より書載す
るにいかんたけ確説を取らるものおれとも尋さ中ハ傳

者の誤りかきよも巧みす希く四方の君子もさ
るふとを見玉ひ、速に其非を尤の書肆につけて其謬誤
と傳ふのそいでと負ひかぶるゝ人ふとよつて茲に
公然と其罪を謝して普く世の看官を告ぐ

小石川傳通院前書肆 雁金屋清吉

○
其新聞紙社中虚誕之説尋さハ姑らく措て不論我徳川
海軍の事と記了事往々無根之説と書載せ就中第六号
中、徳川運送船長鯨丸事去月廿二日柳原殿并其兵隊
と房州より品海迄乗せ来り一杯全跡方もなき空言て

拙者共、於ても甚不快、存以、以后右様之虚説を妄記
いたりの俊堅く差苗、右等ハ船中一同之氣合、も
開り、不容易、此段吃度申入置以

徳川運送船

長鯨丸

乗組

日、新聞社中

○
本文之文言其終直、其日、新聞へ載せ長鯨乗組中へ
可謝妄言之罪以

三州の或る藩駿遠參三ヶ國の由取締を命せしむ用
掛の人ハもと新井の本陣の某并一且同家と脱藩し
る山本某兩人の由

○ 羽州山形へ庄内の人数押寄たりとあり君公苗守して
詮方をくひそりし其人數と城内へ操入せしむる由

○ 眞州伊達郡川俣桑折ホその外すべて是より法代官支
配の向ハ六の度不残 天朝へ召上らせへ旨奥
羽鎮撫總督九條殿より仰せしむる夫きやへ昨冬

より取立置りる年貢金等ホりくく封印し右由領地と
ともし仙臺へ預けらむたりとありし川俣の法代官森
孫三郎ハ王臣となりて名目を郡司代と改免その由領
地ハ是迄の通り支配せらむよとして仰付らむるより仍て
其年貢金ホも自分の手許へ預り置りし如何の所為な
りや其金子大半紛失しりしハ配下の百姓とも六の事
を聞き大に怒りりや抑なり不取締の佞奸吏ハ支配
を受けトとして既し一揆も起らんとすとの勢なりり
由又奥州塙たまはの法代官多田鏡三郎ハ六の度 天朝
より支配所をハ召上げられへきとの命令ありりしハ

詮方々く其支配高人別并一昨年以來取立置一年貢等
細密より志すへ官軍へ引渡一已ハ固より潔よく取
片付て近く歸府せしむるよし

一五二

日々新聞才十輯

辰五月七日出板

○武州多摩郡久米川村の人話

壬四月中旬よりハ王子と屯集せし仁義隊と唱へしもの
凡三百人余同月廿日頃よりハ王子を引拂内藤新宿
続中野村宝仙寺と一寺へ屯所を移せし由

○

出羽奥州是れも西代官支配所の今ハ不残 天朝西料
とお成代官も王臣とせりて郡司代と名目を改とせ

昨冬以来取立たる年貢金ハ郡司代手元ニ欲リをきこ
りと志つるに金子何故う大ニ不足一たることを百
姓とも聞出でて一揆を企て居るに既に才九輯ニ
載せたり然るに昨今奥州二本松より着江志とるりの
百姓一揆お起り同国伊達郡川
俣より三里目ともなせして二本松境ニ木幡の弁天とい
ふ大社有りその社ハ高山の絶頂に登るると三里を
上るとその山ニ百姓とも追々とも集り凡三万人計り
屯集のしるそのものも皆唱へて云く郡司代昨年来
お立とる年貢金をわし領のしるその穴をふせぐんぞ

た免るる表向ハ西用金と号し莫大の金子を刻付べし
との風説甚し加之西代官元徳川の家臣なり然るに
今主家危急の秋より自ら王臣を内願一方今天
下混雑の虚ニ乗し年貢金をうけ免れんと実ニ言語ど
うごんのあく賊なりとて川俣の郡司代森孫三郎を
始り素折^よ外追々出羽辺までも出張して其不存をた
ゞし返答次第竹槍を以てつとんと免んと勇をこりて
弁天社より進み出最早川俣へ一里計り隔たりとる大
網木村といふ所まで押寄とるハ壬四月廿五日の日に
と殆るに川俣の禅泉寺并ニ大林寺の住僧兩人外五六

輩の僧と共に大綱木村の百姓を出張先へ説得し以て
とる由を後必何なりとる事未分らざり追々確報を
得て次輯より出づべし

○相州羽田村一件

辰四月廿七日夜左に記し名前の悪るものとも徒党
いゝ春米屋並に質屋渡世のものをも免その夜曉
迄に六軒打毀翌廿八日焚出しホヤ付夫より尚五軒程
打毀乱妨におよひしに付支配代官松村忠四郎役所へ
届指出検使出役有之に処村中追々人氣騒立出役有之
にハ竹槍を以突殺して杯に注不容易候とあるに

よ付村役人共大に心痛いしにハ出役の者へハ品能く立
品川宿迄して控させ村方ハ示談為及置し由然ル交四
月廿一日夜ハ時頃鈴木新田名主常三郎方へ江府浅草
榎寺に屯集する市中取鎮方六十人ほど出張に渡り
件の風聞を以て鉄炮鎗を所持して並々手配あるに
捕打ありしにハその名前左の如し

悪者仲間証し由

七兵衛

平藏

即死し者三人

太郎某

召捕榎寺、引立
行は者十人

長五郎	万造	作造	吉五郎	綱五郎	七之助	龜二郎	磯五郎	半二良	平造女房 とめ
-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------------

平造才

悪者取内

字や万 万吉

外去は者

字乱の 熊二郎

四人

七之助忰

梅太郎

半二郎忰

善五郎

右の者共壬四月廿二日浅草榎寺へ引立来り夫より家
寄町内自身番、新ヶ置、処寺院並村役人共、お款、おと
し、お月、召捕人十人、内九人ハ差免、磯五郎一人ハ差

苗の如し

壬四月廿一日夜前書憑者共召捕之向以隊長
名面左之通

隊長調方

大岡 平藏

大頭取

福田 八郎

岡野誠一郎

間中 良助

鈴木 左仲

○辰五月三日出以御書付写

市中巡邏之依惣て官軍方にては彼以て付是迄は仰付
置以巡邏御免は成以右之通兼ては仰付置以向くへ相
違以間可は得其意以就てハ以来途中鎗小銃等相携往
来後間交以
右之趣向く可は相觸以事

辰五月

○前同断伊豆守殿御口達

深川越中嶋調練場におりて當分之内官軍方大小砲發

放操練有之旨

大総督府より仰出此段為心得向寄可達置
小事

〇辰五月四日伊豆守御渡御書付写

御幼年之儀付

御後見之儀松平確堂殿御心得在之候

大総督府より仰出趣も有之候付御頼成間
為心得向可達

三浦乾也



輯九第

字價二

日新閣

